

運転免許更新など 認知機能の診断書が必要な方に

改正道路交通法（平成 29 年 3 月 12 日施行）では、75 歳以上で自動車を運転する方が、運転免許更新時や交通違反（信号無視・一時不停止等）をした場合、大阪府公安委員会から、医師による診断書を提出するよう、命令書が出されることがあります。

この件につきましては下記担当者までお問い合わせください

（担当係）大阪府門真市一番町 23-16 大阪府門真運転免許試験場
大阪府警察本部交通部 運転免許課

平成 29 年 3 月 31 日まで

高齢者対策係

電話番号 06-6908-9121（内線 210）

平成 29 年 4 月 1 日より （名称等変更あり）

高齢運転者等対策第二係

電話番号 06-6908-9121（内線 207・210）

当院・大阪府医師会